

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 年末年始加給金について
交渉日時 平成27年7月31日(金) 16時00分～17時00分
交渉場所 職員会館2階 大会議室
交渉出席者 当局側 土屋副市長 宇野市長公室長 星川副部長 波戸瀬課長
岡部副課長兼人事研修係長 雲丹亀給与係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計10人

概要	要
組合の主張	<p>① 平成23年9月議会での年末年始加給金の条例化をもって一定の整理が図られたというのがこれまでも主張してきた組合の立場である。今回の当局の提案は、時間外・休日勤務手当の10%上乗せを、29日と30日を支給対象外としており、支給水準も大きく下がっている。当局と労働組合の間では、年末年始の休日は重みのある日であると理解していたが、この提案はこれまでの議論と全くかみあっていない。</p> <p>② 年末年始は手当や体制も含めて現場で話し合ってきた。今回の件も現場で議論が必要である。ある程度現場が受け入れられる内容でなければ、話し合いもできない。</p> <p>③ -</p>
当局の主張	<p>① 平成23年9月議会では、議会での条例化後、当時の情勢も踏まえて市長から、職員へ支給する手当について「さらに改善の余地がないか、早急に検討に入りたい」と発言があった。現在も年末年始は日本では特別の日であり、通常の休みとは異なると考えているが、一方でそこに手当を支給するかという厳しい意見もある。また、宇治市と同様に条例化したところはなく、既に支給していた団体が廃止するなど、他団体における情勢も厳しくなっている。そのような中、ぎりぎりまで検討した結果である。 年末年始加給金は、他団体の多くで支給しておらず、民間での支給事例でも大晦日と三が日に限って出しているという状況がある。</p> <p>② 現場で納得してもらうには厳しい内容であることは理解している。平成23年に監査委員から条例が不十分と言われ、条例化を最優先にして対応した。議会の委員会では否決され、本会議では退席者が出る中で僅差で可決された。市長は支給すべきではないという意見がある中で、合意を得ようとこの提案をしている。</p> <p>③ 受け止めはいろいろあると思うが、今日いただいた意見については、できないは別として持ち帰りたい。</p>